

Client Alert

28 September 2023

本アラートに関する お問い合わせ先



板橋 加奈
パートナー
+81 3 6271 9464
kana.itabashi@bakermckenzie.com



篠崎 歩
カウンセラー
+81 3 6271 9900
ayumu.shinozaki@bakermckenzie.com



フェイ・ジョウ
アソシエイト
+81 3 6271 9527
fei.zhou@bakermckenzie.com

アジア・パシフィック地域におけるカーボン・クレジット関連規制アップデート

近時、全世界で進むカーボンニュートラルの実現に向けた取組の一環として、カーボン・クレジット取引に関する法制化及び制度化も各国において進んでいる。本邦企業においても、日本国外におけるカーボン・クレジットの創出や取引の分野で積極的に事業展開をする動きも広がっており、各国でのカーボン・クレジット制度の理解は極めて重要になると思われる。本稿では、地理的又は経済的な繋がりから本邦企業に特に関心が高いと思われるアジア・パシフィック地域各国における近時のカーボン・クレジット関連規制のアップデートを紹介したい。

シンガポール

国際カーボン・クレジットの枠組みが 2024 年から発効へ

概略

2023 年 3 月 7 日、2022 年（改正）カーボンプライシング法（以下、「改正カーボンプライシング法」）¹が公布され、2024 年 1 月 1 日に施行される。本改正は、2024 年から、企業が、炭素税を支払う代わりにその炭素税の課税対象となる排出量の最大 5%まで「適格国際カーボン・クレジット」を使用して相殺する選択肢を与える、という「国際カーボン・クレジット」の枠組みを 2018 年カーボンプライシング法に新たに導入するものである。

詳細

改正カーボンプライシング法においては、2018 年カーボンプライシング法に以下の定義が追加されることとなる。

- ① 「国際カーボン・クレジット」とは、シンガポール国外のプロジェクトまたはプログラムから生じた、t-CO₂e で測定される 1 トンの GHG 排出削減または除去を示す証明書を意味する。²
- ② 「適格国際カーボン・クレジット」とは、下記の要素を充足する国際カーボン・クレジットを意味する。³
 - 今後下位法令で規定される所定の基準を満たしていること

¹[炭素価格\(改正\)法 2022 - シンガポール法令オンライン \(agc.gov.sg\)](https://www.agc.gov.sg)

²[炭素価格\(改正\)法 2022 年 - シンガポール法令オンライン \(agc.gov.sg\)](https://www.agc.gov.sg)、第 2 節(e)を参照。

³[炭素価格\(改正\)法 2022 - シンガポール法令オンライン \(agc.gov.sg\)](https://www.agc.gov.sg)、第 29 条を参照

- 持続可能性と環境の責任を負う大臣の指示に従い、シンガポール国家環境庁が対象国際カーボン・クレジットとして受け入れたものであること

国際カーボン・クレジットの適格性を判断する所定の基準は未だ検討中だが、今後成立が想定される下位法令⁴で定められる予定である（詳細は 2023 年中⁵に公表される予定）。

これまでに公表されている関連論文や国会答弁などからは、対象となる国際カーボン・クレジットは、以下のような基準を充足する必要があると考えられる。

- ① Verra、Gold Standard、Global Carbon Council、American Carbon Registry（ACR）、Architecture for Redd+ Transactions（ART）のいずれかの認証を取得していること。
- ② 国際民間航空のためのカーボン・オフセット及び削減スキーム（CORSIA）の基準に合致し、追加性（プロジェクトを実施することで、プロジェクトが実施されなかった場合よりも排出削減量が確保されること）、永続性（排出削減量に耐久性があり不可逆であること）⁶などの基準が含まれていること。
- ③ パリ協定第 6 条などの国際規定に準拠すること。これには、「二重計上の禁止」（適格国際カーボン・クレジットがシンガポールとカーボン・クレジットを創出するホスト国の双方に発生する場合に生ずる問題）等が含まれる。⁷

政府は、対象基準を明確にするため、対象ホスト国、カーボンクレジットプログラム、方法論を中心とした、国際カーボン・クレジットについてのホワイトリスト⁸を発表する予定とされている。

豪州

近時の ACCU スキームの展開

ACCU プロジェクトの登録と価格動向

ACCU プロジェクトの登録と ACCU の供給は、2012 年の ACCU スキーム設立以来一貫した成長を示している。しかし、2023 年の新規プロジェクト登録の伸び率は鈍化しており、ACCU の一般スポット価格は、2022 年 1 月下旬につけた最高値 57.5 ドルと比較すると 2022 年 3 月から 4 月まで 30 ドル台まで

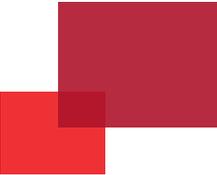
⁴[炭素価格\(改正\)法案に関するパブリックコンサルテーション\(reach.gov.sg\)](https://reach.gov.sg) [12] - 「適格に関する基準の大原則は、国際的に認められた環境保全の原則と、進化する国際情勢の中でのカーボン・クレジットに関する関連実務を参考に、下位法令で規定される予定である。シンガポール政府は、適格国際カーボン・クレジットが実際の排出削減や除去に由来するものであり、世界的な気候の野心に沿ったものであり、ホスト国による相当調整(corresponding adjustment)の要件を含むパリ協定第 6 条に沿ったものであることを確認する。

⁵[炭素税\(nccs.gov.sg\)](https://nccs.gov.sg)

⁶[炭素価格\(改正\)法案第 2 読会閉会挨拶 - Grace Fu \(mse.gov.sg\)](https://mse.gov.sg) at [6]-[7].

⁷[炭素価格\(改正\)法案第 2 読会閉会挨拶 - Grace Fu \(mse.gov.sg\)](https://mse.gov.sg) at [8].

⁸[炭素価格\(改正\)法案第 2 読会閉会挨拶 - Grace Fu \(mse.gov.sg\)](https://mse.gov.sg) at [9].



下落し、その後はおおむね安定した 30 ドル～40 ドル未満レベルが続いている。⁹¹⁰

- (1) ACCU プロジェクトの登録と ACCU の供給は、2012 年の ACCU スキーム設立以来、着実に増加している。2022 年には過去最高の 1,770 万ユニット ACCU が発行され、これは 2021 年の発行総数 1,700 万ユニットと比較して 4.1%増加した。2023 年 2 月現在の累積 ACCU は 1 億 2,420 万ユニットで、2014 年までに発行された累積 ACCU の 1,540 万ユニットから大きく増加している。2023 年には、ACCU の発行総数は 1,800 万ユニットを超えると予測されている。
- (2) しかしながら、将来の ACCU 供給に影響を及ぼす新規プロジェクト登録の増加率の低下が示されている。これは、2022 年第 1 四半期の 122 件から 2022 年第 4 四半期の 83 件、さらには 2023 年第 1 四半期は 71 件に低下している。クリーンエネルギー統制局（Clean Energy Regulator, CER）は、12 月の報告書で「2023 年の年間（ACCU 供給量の）増加は（2017-21 年よりも）はるかに少なく、この明らかな減速の理由は明確ではないものの、大胆な政策決定に直面している市場の不確実性を反映している可能性がある。」と指摘している。
- (3) ACCU の一般スポット価格は、2022 年 1 月下旬には過去最高値の 57.50 ドルに達したが、2 月末には 48 ドルに落ち着いた。2022 年 3 月上旬に豪州の産業・エネルギー・排出削減担当大臣（Minister for Industry, Energy and Emissions Reduction）から定期引渡義務免除制度（Fixed Delivery Exit Arrangement）¹¹が公表され、単一の大量取引の影響で 35.40 ドルまで下落し、2022 年 3 月から 4 月にかけてさらに 30 ドルレベルにまで価格が下落した。その後価格は徐々に上昇したが、2023 年 4 月までには依然として 40 ドル未満の価格となっていた。

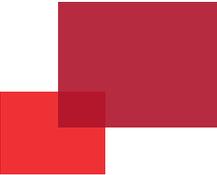
政策の不確実性

政策の不確実性は、このような新規プロジェクト数の停滞と ACCU の一般スポット価格の下落に寄与する重要な要因の 1 つであると考えられる。2023 年にも、ACCU スキームに関連していくつかの重要な「政策の不確実性」に関連する事象が発生している。第一に、気候変動・エネルギー・環境・水資源省（Department of Climate Change, Energy, the Environment and Water, DCCEW）から、2023 年 1 月 9 日に ACCU の第三者レビュー報告が公表された（「本レビュー」）。本レビューは、ACCU スキームの公正性と有効性に対する信頼を高めるために、16 の事項について推奨を行っている。豪州政府は、原則として 16 の推奨事項をすべて受諾し、2023 年 8 月 25 日に「ACCU レビューディスカッションペーパー」を公表した。この ACCU レビューディ

⁹ Carbon Market Institute. (June 2023). *Considerations for future ACCU supply & demand market brief*. <https://carbonmarketinstitute.org/app/uploads/2023/06/ACCU-supply-brief.pdf>

¹⁰ Clean Energy Regulator. *Australian carbon credit units (ACCU)s*. [https://www.cleanenergyregulator.gov.au/Infohub/Markets/Pages/qcmmr/december-quarter-2022/Australian-carbon-credit-units-\(ACCU\)s.aspx](https://www.cleanenergyregulator.gov.au/Infohub/Markets/Pages/qcmmr/december-quarter-2022/Australian-carbon-credit-units-(ACCU)s.aspx)

¹¹ Carbon Credits (Carbon Farming Initiative) Act 2011 に従って、豪州政府と炭素削減契約—ACCU の定期引渡契約 (Carbon Abatement Contract – Fixed Delivery Contract) を締結した ACCU 売主が、合意された定期の引渡マイルストーンを達成する前に、CER に申請して、一定の条件を満たしたうえで、所定費用を支払ってから、同 ACCU の定期引渡義務を免除される制度である。



スカッションペーパーに関する意見聴取期間は2023年10月3日に終了する。

ACCUスキームの修正案

発表された ACCU レビューディスカッションペーパーでは、ACCU スキームについて複数の修正が提案された。特に、(1) 定期引渡義務免除制度の継続可能性、(2) セーフガード・メカニズム、(3) 開示要件に関し以下に詳述する。

1213

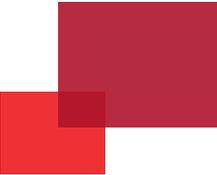
- (1) 豪州政府は、現行のパイロット版の ACCU の定期引渡義務免除制度を継続すべきかどうか（恒久化すべきかどうかを含む）を検討している。同制度が継続されない場合、定期引渡義務のある炭素削減契約の売主が契約で合意された定期引渡スケジュールに従って引渡すべき ACCU について、引渡し義務に違反しない限り豪州政府以外のプライベートマーケットに転売することができず、ACCU の相対取引における供給量にさらに影響すると思われる。
- (2) セーフガード・メカニズムは、(x) ACCU の各ユニットに関するすべての情報（基礎プロジェクトと共益効果の主張者（claimed co-benefits）等を含む）、(y) 一定規模以上の ACCU 保有情報、または (z) 非特定情報のみを公表するオプションと併せ、一定のユニット保有に関する情報の開示を可能にするためにさらに変更される可能性が示唆されている。豪州連邦政府は、ACCU スキームの透明性を向上させるために、プロジェクト活動、カーボンサービス提供者、およびプロジェクト管理に関与する関連代理人などの詳細を含む他の情報が公表されるべきか、収集されるべきかについての意見を求めている。
- (3) プロジェクト実施者に広範な報告義務を課すこととなる、プロジェクト実施者からの追加情報の公表が求められる可能性がある。具体的には、新たな方法論開発プロセスが採用される可能性があり、方法論開発者から公正性委員会に意向表明（Expression of interest, EOI）を提出することを含む、新しい方法論開発プロセスを採用することができる。また、公正性委員会が、受領したすべての EOI の非特定情報および各 EOI が承認または拒否された理由の要約を公表できるようにすることが提案されている。

マーケットアクセスの拡大

現時点において、ACCU は豪州国内でのみ取引可能で豪州国外で取引できないものと解されているが、今後、国際的なカーボン・クレジットのオフセット

¹² Department of Climate Change, Energy, the Environment and Water. (August 25, 2023). *ACCU Review Discussion paper*. [https://storage.googleapis.com/files-au-climate-climate-au/p/prj270072e8cbe57c2824d8b/public_assets/ACCU%20Review%20Discussion%20Paper.pdf](https://storage.googleapis.com/files-au-climate/climate-au/p/prj270072e8cbe57c2824d8b/public_assets/ACCU%20Review%20Discussion%20Paper.pdf)

¹³ Clean Energy Regulator. *Media Release: The evolving carbon market: transactional arrangements for Emissions Reduction Fund fixed delivery contracts*. <https://www.cleanenergyregulator.gov.au/ERF/Pages/News%20and%20updates/News-item.aspx?ListId=19b4efbb-6f5d-4637-94c4-121c1f96cfe&ItemId=1068>



ト利用に ACCU を適用できるか否かを検討している。これにより、外国人投資家を引きつけ、マーケットの需要を拡大する可能性がある。

インドネシア

カーボン取引所におけるカーボン取引に関する新 OJK 規則

概略

2023 年 8 月 2 日、インドネシア金融庁 Otoritas Jasa Keuangan (OJK) は、2023 年カーボン取引に関する規則第 14 号（「OJK 規則 14/2023」）を公布した。OJK 規則 14/2023 は、金融セクターの発展と強化に関する法律 2023 年第 4 号（「法律 4/2023」）の施行規則の 1 つとして、公布された。

OJK 規則 14/2023 は、カーボン取引所で取引されるカーボンユニットの標準的な基準と、カーボン取引所開設のライセンス要件を定めている。

概略

カーボン取引所で取引されるカーボンユニットの基準

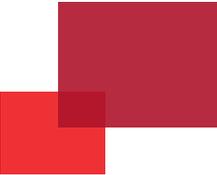
OJK 規則 14/2023 は、法律 4/2023 に定める有価証券としてのカーボンユニットの定めに従い、カーボン取引所における取引の対象となるカーボンユニットについて以下の基準を定める。

- カーボンユニットは、気候変動管理国家登録システム Sistem Registry Nasional Pengendalian Perubahan Iklim (SRN-PPI) およびカーボン取引所にリストされなければならない。
- SRN-PPI にリストされていない外国カーボンユニットは、(i) 国際的な登録システム管理者によってリストされ、妥当性確認・検証が行われ、(ii) 外国カーボン取引所取引の定める要件を満たし、(iii) (OJK が環境・林業省と調整した後) OJK が定めるその他の要件を満たさなければならない。
- カーボンユニットは、次の形式で取引される。
 - (i) 事業実施主体の技術的排出量シーリング承認又は Persetujuan Teknis Batas Atas Emisi Pelaku Usaha (PTBAE-PU) 及び
 - (ii) 温室効果ガス排出量削減証明書又は Sertifikat Pengurangan Emisi Gas Rumah Kaca (SPE-GRK)

カーボン取引所開設のライセンス要件

カーボン取引所は、OJK からライセンスを付与されなければならない。他の要件と共に、特に以下の基準を満たさなければならない。

- インドネシア有限会社の形態であること
- 少なくとも IDR1,000 億に相当する払込済資本を有していること。払込資本金は、貸付金から調達することはできない。

- 
- (i) インドネシア銀行 (INA) 、(ii) インドネシアの国民もしくは法人、または (iii) 管轄を有する金融当局によりライセンスを付与され監督を受ける外国法人によってのみ保有されること。外国資本 (直接的または間接的) は最大 20% に制限される。
 - 少なくとも 2 名の取締役 (すべてインドネシアに住所を有するものとする) と 2 名のコミッショナーを置くこと。
 - (i) 株主、(ii) 取締役および (iii) コミッショナーは、OJK の事前承認を得た上で、所定の要件を充足すること。
 - 適切な運用システム、内部統制およびリスク管理手続きによってサポートされていること。
 - 少なくとも 5 年間、すべてのカーボンユニット取引データを管理、保管、維持すること。
 - カーボン取引所、カーボンユニット及びそれらの取引の利用者、並びに監督メカニズムに関する独自の規則を策定すること。

今後の展開

OJK 規則 14/2023 の公布に引き続き、カーボン取引所を通じたカーボン取引の実施に関する手続について、通達 (Circular Letter) No. 12/SEOJK.04/2023 (SEOJK12) が発行された。

SEOJK12 の概要は以下の通り。

- カーボン取引所の運用及びモニタリング実施並びにカーボン取引所開設者の要件及びライセンス手続
- カーボン取引所を通じて取引可能なカーボンユニットのタイプとして、PTBAE-PU (政府供与排出枠) 及び SPE-GRK を指定。これらは金融商品として取り扱われる。
- 事後的に SRN-PPI (気候変動抑制のための国家登録システム) へ登録される、又は一定の要件を充足する登録がなされない外国の登録機関により発行されたカーボンユニットの取引を促進することも可能とされる。
- これらの未登録の外国のカーボンユニットの取引につき、いつどのような形で取引が認められるかについて詳細は示されていないものの、インドネシアと外国のカーボン登録機関との間の相互承認がなされることが条件になると考えられる。
- カーボン取引所開設者は、外国カーボンユニットの取引を開始する前に、OJK へ承認申請を提出する必要がある。
- カーボン取引所開設者は、カーボンユニットの名称とシリーズ、取引価格、取引量、及び取引完了日などのカーボンユニットの取引に関するデータをそのウェブサイト上で公表する。

上記に加え、OJK は、2023 年 9 月 18 日付で、インドネシア証券取引所 (Indonesia Stock Exchange (IDX)) をカーボン取引所開設者として正式に任命した。初期的には、PTBAE-PU の取引を取り扱うものと想定される。